



東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る 自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税環境性能割の非課税措置について

※自動車取得税及び自動車税は、それぞれ自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割及び自動車税種別割に準じて取り扱います。

令和2年4月

宮城県総務部税務課

東日本大震災により滅失又は損壊し使用不能となった自動車(被災自動車)を買い換えた場合などは、買い換えた自動車(代替自動車)の自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割及び代替自動車を取得した年度と翌年分の自動車税種別割が非課税となります。

非課税の要件

東日本大震災による被災自動車の**震災当日の所有者(注)であった方が**、被災自動車を**抹消登録等**し、平成23年3月11日から令和3年3月31日の間に**代替自動車**を取得した場合、**被災自動車1台につき、代替自動車1台に限り**対象となります。

なお、被災自動車が車検を更新するなど、使用可能な場合は、非課税が取り消され納税していただくこととなります。

- (注1) ローンで自動車を購入した場合など、所有権が留保されているときは、買主(使用者)の方を所有者とみなします。
- (注2) 所有者の方がお亡くなりになっている場合には、その相続人の方が取得した自動車のみ非課税の対象となります。
- (注3) 所有者が消滅した法人である場合には、当該法人の合併法人、分割継承法人が取得した自動車のみ非課税の対象となります。

非課税になる税金

○自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割……平成23年3月11日から令和3年3月31日までの取得分

○自動車税種別割……平成23年度から令和3年度まで

・取得した年度と翌年度分が非課税となります。

具体的には

平成26年度に取得…平成26年度と平成27年度が非課税

平成27年度に取得…平成27年度と平成28年度が非課税

平成28年度に取得…平成28年度と平成29年度が非課税

平成29年度に取得…平成29年度と平成30年度が非課税

平成30年度に取得…平成30年度と令和元年度が非課税

令和元年度に取得…令和元年度と令和2年度が非課税

令和2年度に取得…令和2年度と令和3年度が非課税

(注1) 上記の期間であっても、法定納期限から5年を経過した場合は、納めた税金の還付を受けることができません。

(注2) 代替自動車を取得した年度の自動車税種別割は、登録の翌月から年度末までの月割税額が非課税となります。

必要書類

1 被災自動車の抹消登録が済んでいる場合

被災自動車の抹消登録が可能な場合には、**必ず抹消登録を行った後に**非課税の届出をしてください。

(1) 被災自動車が普通自動車の場合

- ① 東日本大震災による被災自動車の代替自動車に関する届出書(※)
- ② 抹消登録の済んでいる被災自動車の登録事項等証明書(写し可)
(備考欄に「被災車両」という記載があるもの) (注1)、(注2)
- ③ 代替自動車の自動車検査証(写し)

(2) 被災自動車が軽自動車の場合

- ① 東日本大震災による被災自動車の代替自動車に関する届出書(※)
- ② 軽自動車検査ファイルから削除されたことが記載された被災自動車の検査記録事項等証明書(写し可) (備考欄に「被災車両」という記載があるもの) (注1)、(注2)
- ③ 代替自動車の自動車検査証(写し)

2 被災自動車の抹消登録ができない場合

所有権留保車で所有者が行方不明となっている場合やローンが残っているために抹消登録ができない場合などには、必要書類が異なります。

- ① 東日本大震災による被災自動車の代替自動車に関する届出書(※)
- ② 被災自動車の自動車検査証(写し)又は登録事項等証明書(写し可)
(軽自動車の場合は自動車検査証(写し)又は検査記録事項等証明書(写し可))
- ③ 代替自動車の自動車検査証(写し)
- ④ 抹消登録ができない理由書(※)
- ⑤ 市町村が発行する被災証明書(写し可)又は被災事項申出証明書等(写し可) (注2)

◎ 上記書類に加えて、下記事項に該当する場合は必要書類が追加されます。

○被災自動車の所有者が亡くなっている場合

- ① 戸籍謄本(代替自動車の所有者が被災自動車の所有者の相続人であることがわかるもの)
- ② 相続による代替自動車取得の申立書(※)

○被災自動車の所有者が消滅した法人である場合

- ① 法人に係る登記事項証明書(消滅法人と合併法人、分割継承法人の関係がわかるもの)

○非課税の届出者と代替自動車の所有者が異なる場合

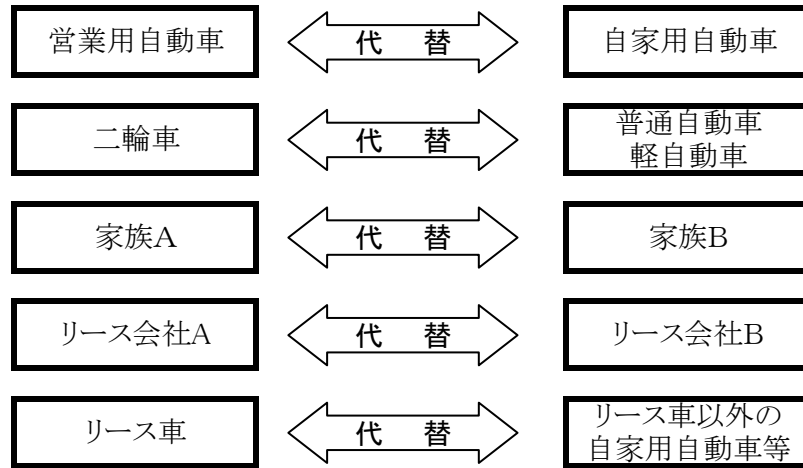
- ① 委任状

(注1) 登録事項等証明書(軽自動車の場合は検査記録事項等証明書)備考欄に「被災車両」の記載がない場合は、登録事項等証明書(写し可)及び市町村が発行する被災証明書(写し可)又は被災事項申出証明書等(写し可)が必要となります。

(注2) 市町村で被災証明書又は被災事項申出証明書等の発行ができない場合は、県税事務所(仙台中央県税事務所扇町出張所を除く。)で被災申立証明書を発行します。

(※)の用紙は、県税事務所窓口で配布するほか、宮城県総務部税務課ホームページからダウンロードすることができます。詳しくは、県税事務所へお問い合わせください。

【非課税の対象とならないもの】



※ このほかにも非課税とならないものがありますので、詳しくは県税事務所へお問い合わせください。

非課税に関するQ&A

- Q 代替自動車の税金を既に納付していますが、返してもらえますか。
- A 県税事務所に必要書類を提出していただき、非課税措置が認められれば、既に納付された税金は返し(還付)します。ただし、法定納期限から5年を経過している場合は、返し(還付)できません。なお、年度途中で名義変更(移転(変更)登録)により普通自動車を取得された場合は、その年度(移転(変更)登録があった月の翌月分から3月分までの月割分)の自動車税種別割は、4月1日現在の所有者にお返しします。
- Q 被災自動車の被災時の所有者に代わり、家族名義で取得する代替自動車は非課税措置を受けられますか。
- A 被災自動車と代替自動車の所有者が異なるため、非課税の対象とはなりません。ただし、被災自動車の所有者が死亡されているときは、その相続人が取得する場合に限り代替自動車は非課税となります。
- Q 被災自動車又は代替自動車がリース車の場合は、非課税措置を受けられますか。
- A リース車の場合、非課税の対象となるのは、被災車両・代替車両ともに同じリース会社(所有者)のときです。そのため、リース車の使用者であった方では、非課税措置を受けられません。また、被災した自己所有車の代替自動車がリース車の場合は、非課税措置の対象とはなりません。
- Q 代替として非課税となった自動車が事故に遭った(故障した)場合、別の自動車で非課税措置を受けられますか。
- A 代替自動車の非課税措置は、被災自動車1台に対し1台に限り対象となることから、既に非課税を受けた自動車がある場合は、事情にかかわらず別の自動車で非課税措置は受けられません。
- Q 被災自動車が使用可能となった場合、既に受けていた代替自動車の非課税措置はどうなりますか。
- A 被災自動車の車検を更新したり、抹消登録されることなく移転登録した場合は、代替自動車の非課税措置は取り消され、課税されることとなります。また、その被災自動車の課税停止も取り消され、自動車税種別割が課税されます。
- Q 自動車重量税が免税されても、自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税環境性能割が非課税とならないのはなぜですか。
- A 自動車重量税(国税)は、被災自動車の抹消登録時の使用者が買換免税の対象となり、自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税環境性能割は、被災時の所有者が非課税措置の対象となることから、場合によっては、どちらか一方が対象とならない場合があります。

届出窓口



1 代替自動車が普通自動車の場合

- (1) 代替自動車の「自動車税(環境性能割・種別割)申告書」の提出と同時に非課税の届出を行う場合
⇒ **仙台中央県税事務所扇町出張所**に届け出てください。
- (2) 既に取得済みの代替自動車の非課税の届出を行う場合
⇒ **最寄りの県税事務所**に届け出てください。

2 代替自動車が軽自動車の場合

- (1) 代替自動車の「軽自動車税(環境性能割)申告書」の提出と同時に非課税の届出を行う場合
⇒ **仙台中央県税事務所扇町出張所**に届け出てください。
- (2) 既に取得済みの代替自動車(軽自動車税環境性能割が課税されたもの)の非課税の届出を行う場合
⇒ **最寄りの県税事務所**に届け出てください。
- (3) 既に取得済みの代替自動車(軽自動車税環境性能割が課税されなかったもの)の非課税の届出を行う場合
⇒ 登録されている住所地の**市町村**にご確認ください。

○届出窓口(県税事務所)一覧

事務所名	所在地	電話番号
大河原県税事務所	〒989-1243 柴田郡大河原町字南129-1 県合同庁舎1階	0224-53-3113
仙台南県税事務所	〒982-0011 仙台市太白区長町7-22-20	022-248-2961
仙台中央県税事務所	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 自治会館1階	022-715-0623
〃 扇町出張所	〒983-0034 (※被災申立証明書の発行は行いません) 仙台市宮城野区扇町3-3-10 交通会館1階	022-232-5702
仙台北県税事務所	〒981-8510 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 県合同庁舎3階	022-275-9116
塩釜県税事務所	〒985-0024 塩竈市錦町5-28	022-365-4191
北部県税事務所	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1 県合同庁舎3階	0229-91-0705
〃 栗原地域事務所	〒987-2251 栗原市築館藤木5-1 県合同庁舎2階	0228-22-2124
東部県税事務所	〒986-0850 石巻市あゆみ野五丁目7番地 県合同庁舎3階	0225-95-1413
〃 登米地域事務所	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 県合同庁舎2階	0220-22-6113
気仙沼県税事務所	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 県合同庁舎1階	0226-24-2531

原子力発電所事故による警戒区域にある自動車で、用途廃止を理由に永久抹消登録等がされたものに代わる自動車(代替自動車)の自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税環境性能割の非課税措置もあります。詳しくは県税事務所へお問い合わせください。